

軽自動車税のお知らせ



●原付や二輪車などの税率引き上げの延期

二輪車など（原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車）の税率が平成27年度から引き上げとなる予定でしたが、28年度からとなりました。（27年度税制改正）

●軽四輪などの車両

グリーン化特例（軽課）の導入

平成27年4月1日～28年3月31日に新規登録した一定の環境性能を有する車両には、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入します。

適用期間 28年度分の軽自動車税に限り適用（27年4月1日に取得した車両も28年度分で適用します）

車種区分	軽課対象車・税額（年額）				
	電気自動車・天然ガス軽自動車（75%軽減）	★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成車（50%軽減）	★★★★かつ32年度燃費基準達成車（25%軽減）	★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成車（50%軽減）	★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成車（25%軽減）
四輪乗用（自家用）	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
四輪乗用（営業用）	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
四輪貨物（自家用）	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
四輪貨物（営業用）	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
三輪	1,000円	—	—	2,000円	3,000円

新税額と経年重課の導入

27年4月1日以後に新規登録する車両から、新税額が適用されます。また、28年度からは経年重課の税率が適用されます（電気軽自動車などを除く）。（26年度税制改正）

※28年度に経年重課の税率が適用される車両は、平成14年以前に新規登録をした車両が対象です。

車種区分	27年3月31日までに登録した車両（変更なし）	27年4月1日以降に登録した車両	登録後13年を経過した車両（経年重課）
四輪乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。

自動車検査証

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・営業用の別	車体の形状		
三河〇〇〇 は △△△△	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月	軽自動車	乗用	自家用	箱型		
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	

【重課税率適用開始年度早見表】

初度検査年月	重課税率適用開始年度	初度検査年月	重課税率適用開始年度	自動車検査証の初度検査年月は平成15年10月14日以前に登録された車両については「平成15年」「平成14年」「平成13年」と年単位で表記されています。この場合、平成15年12月、平成14年12月、平成13年12月と読み替えます。
平成13年（13年12月）以前	28年度	20年4月～21年3月	34年度	
14年（14年12月）		21年4月～22年3月	35年度	
15年（15年12月）		22年4月～23年3月	36年度	
15年10月～16年3月	29年度	23年4月～24年3月	37年度	
16年4月～17年3月		24年4月～25年3月	38年度	
17年4月～18年3月		25年4月～26年3月	39年度	
18年4月～19年3月	30年度	26年4月～27年3月	40年度	
19年4月～20年3月	31年度	27年4月～28年3月	41年度	
	32年度	28年4月～29年3月	42年度	